

新たな「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の策定について

1 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」

- ◇役割 本県の農林水産業の持続的な発展や農山漁村の活性化を図るため、県として取り組むべき施策の方向性等を明確化
- ◇基本理念 「いのち」と「暮らし」を支える食料・農林水産業・農山漁村を次代へ継承する
- ◇公布 平成20年12月25日
- ◇施行 平成21年4月1日

2 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」

- ◇役割 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」の理念を具現化する本県農林水産業施策の総合的な運営指針（基本条例第10条）
- ◇計画期間 第1期 平成21年度～平成24年度
第2期 平成25年度～平成28年度
第3期 平成29年度～令和2年度（現計画）
- ◇進行管理 毎年度、「徳島県農林水産審議会」の意見を聴取し、「県議会」に報告（基本条例第39条）

3 新たな計画の策定

現計画は、令和2年度末をもって4年間の計画期間を終えることから、これまでの成果や課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな計画を策定する。（計画期間：令和3年度～令和6年度）

4 策定スケジュール（予定）

令和2年	7月14日	第1回審議会（意見聴取）
	8月下旬	第2回審議会（R元実績レポート・骨子案）
	11月中旬	第3回審議会（計画案）
	12月	パブリックコメント
令和3年	3月	策定